

# 公募型プロポーザル方式による設計監理者選定手続き開始の公告

次のとおり、プロポーザルの提出を招請します。

2023年4月27日

社会福祉法人キングス・ガーデン埼玉  
理事長 片岡正雄

## 1. プロポーザル方式に付する事項

No.	項目	内容
1	委託業務名	(仮称)「憩いの園」実施設計施工監理業務委託
2	設計監理場所	埼玉県川越市下小坂 1118 番 1、1126 場 1、1130 番 1 (計 3 筆)
3	委託期間	2023 年 6 月契約日から工事期間終了まで (工事期間終了は 2023 年 12 月 31 日を予定)
4	選定方式	プロポーザル方式
5	予定価格	金 9, 000, 000 円 (税込み)
6	最低制限価格	設定なし
7	設計監理概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・対象敷地：8237.42 m<sup>2</sup> (登記上の面積)</li><li>・実施設計範囲：<ul style="list-style-type: none"><li>・多目的広場等の路盤、地盤改良</li><li>・外部設備 (多目的広場、駐車場、給水設備、表面貯留雨水対策)</li><li>・外構 (舗装、擁壁その他)</li><li>・造成</li><li>・詳細はプロポーザル実施要領、特記仕様書参照</li></ul></li><li>・工事監理 (着工時、中間時、完了時検査を含む)</li><li>・施工会社選定・入札の補助作業</li></ul>
8	支払い条件	設計完了時 (7 割)、工事完了時 (3 割)

## 2. プロポーザル参加資格

No.	条件	内容
1	事業所の所在地に関する条件	東京都か埼玉県内に本店、支店又は営業所を有し、一級建築士事務所の登録がなされていること。(JV の場合、代表構成員について対象とする。)
2	設計監理実績に関する条件	過去 10 年 (2013.4.1 以降) に公共事業等による公園設計監理の実績のある者。(JV の場合、代表構成員について対象とする。)
3	埼玉県における競争入札参加資格	2023 年 4 月 1 日現在で、埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿の建築コンサルタント業務又は建設コンサルタント業務に登録されている者であること。(JV の場合、代表構成員について対象とする。)
4	配置技術者に関する条件	統括責任者以外に、管理技術者を配置することができること。(JV の場合、代表構成員以外にて配置)

## 3. プロポーザル実施に関する問い合わせ、申込書提出先

〒350-0806 川越市天沼新田 247-2 キングス・ガーデン埼玉 プロポーザル実施係  
電話 049-232-5155 アドレス: note2kgs@outlook.jp

#### 4. プロポーザル日程

No.	手続等	期間・期日・期限	場所等
1	既存設計図書の閲覧 (希望する者のみ)	2023年4月27日 ～5月19日	閲覧場所：川越キングス・ガーデン 土日祝日以外に閲覧可能
2	跡地現場確認の申込受付 (希望する者のみ)	2023年4月27日 ～5月9日	申込先：(担当：山本・馬場) ※電話もしくはメールにて受付 TEL：049-232-5155 アドレス：note2kgs@outlook.jp
3	跡地現場確認	2023年5月10～12日	川越キングス・ガーデン旧施設現地
4	プロポーザル参加申請書の提出	2023年4月27日 ～5月9日	提出先：(担当：山本・馬場) ※持参もしくは書留郵送(持参する場合は要事前連絡)
5	プロポーザル参加資格の確認	2023年5月12日	資格がない場合のみ、電子メールにて送付
6	質疑の受付	2023年5月1～15日	提出先：(担当：山本・馬場) ※電子メールにて受付 アドレス：note2kgs@outlook.jp
7	質疑への回答	2023年5月18日(木)	電子メールにて回答
8	提案書提出締切日	2023年5月31日(水)	川越キングス・ガーデン必着
9	プレゼンテーション	2023年6月2日(予定)	川越キングス・ガーデン
10	選定結果通知日	2023年6月上旬(予定)	キングス・ガーデン埼玉 HP 上 また参加者に電子メールで送付
11	契約締結日	2023年6月中旬(予定)	

#### 5. プロポーザル参加申請書に添付するもの

No.	書類
1	プロポーザル参加資格等確認申請書(別添書式)
2	プロポーザル参加資格審査資料(参加資格を満たすことを証する資料、設計監理実績が分かるもの)
3	一級建築士登録の許可書の写し

#### 6. プロポーザル評価の方法

- 1) 優先決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって提案価格とするので、プロポーザル参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- 2) 評価基準書に基づき、提案書、提案価格、プレゼンテーション等の審査により行う。審査の結果、評価点の合計が最も高い者を再開発検討委員会が特定者として1社、次に高い者を次点者として1社を選定し理事会に答申する。特定者との契約交渉が不調となった場合や、「失格」に該当すると認められる場合は、次点者を当該交渉の相手方とする。ただし、次点者とも合意に至らない場合は、評価点の高い順に随意契約の交渉を行う。
- 3) 特定者が決定後、条件、見積金額の確認を行った上で、見積限度額以内での契約締結の意思があった場合、これを決定者とする。原則として最初に提案した金額を上回ることはできない。